

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要（修正後）

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該差額及び運用収入に相当する額について、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れるものとする。
 - ▶ 「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
 - ▶ 「運用収入に相当する額」とは、平成23年度において当該差額が年金特別会計に繰り入れられていたならば生じるものと見込まれる運用収入に相当する額をいう。
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - ▶ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。
※平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1

3. 施行日 公布の日